【　特別障害者手当　】をご存じですか？

　精神または身体に著しく重度の障がい（下記に該当する程度）があるため、日常生活において、

常時特別の介護を必要とする状態の方が支給の対象となります。施設に入所している方、または

3か月を超えて入院している方は、手当を受けられませんのでご注意ください。

１．身体障害者手帳１、２級程度の、異なる障害が重複している方

２．身体障害者手帳１、２級程度の障害及び最重度の知的障がい等が重複している方

３．身体または精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方

なお、申請には、指定の診断書や戸籍謄本などの提出が必要となります。

また、ご本人または配偶者もしくは扶養義務者の所得によっては、手当の支給が停止されます。

詳細については、下記までご相談ください。

【窓口】日光市役所　社会福祉課　障がい福祉係　TEL　２１－５１７４

【支給額】令和３年度　月額２７，３５０円（年度により金額は変動します。）

　　　　　　（年４回支給　５月、８月、１１月、２月）